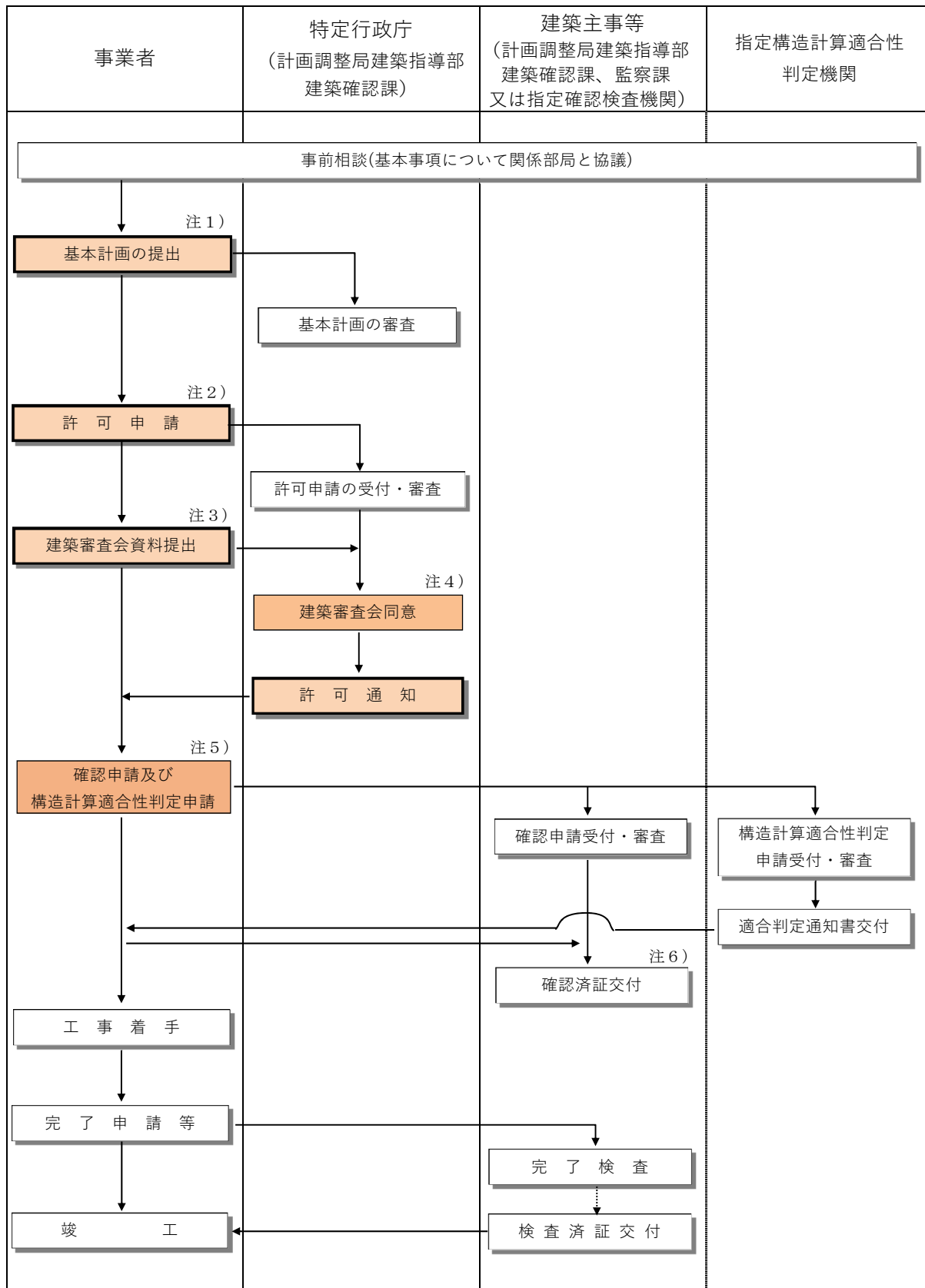


<参考> 手続きの流れ（建築確認と構造適判を別機関に申請する場合）



- 注1)原則として建築審査会開催月の前々月の17日まで。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)法第85条第6項許可の場合は、許可申請書提出の1月前までとする。
- 2)原則として建築審査会開催月の前月の17日まで。ただし、法第85条第6項許可の場合は、この限りでない。
- 3)建築審査会の1週間前まで。
- 4)通常毎月1回開催。ただし、変更される場合があります。
- 5)確認申請書には、法第20条適合確認のため、構造関係図書(図面・計算書等)を添付すること。また、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。)第81条第2項第1号に定める基準に準じた構造計算により安全性を確かめる建築物は、法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受け、適合判定通知書の交付を受けること。
- 6)確認済証交付までに適合判定通知書又は写しを建築主事等に提出すること。